

社会福祉法人北名古屋市社会福祉協議会公用車使用管理規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人北名古屋市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の所有する自動車を有効適切に使用するため、公用車の管理について必要な事項を定めるものとする。

(安全運転管理者及び副安全運転管理者並びにその職務)

第2条 安全運転管理者（以下「管理者」という。）を置く。

- 2 管理者は、総務課長及び小規模保育所にこりん管理者をもって充てる。
- 3 必要に応じ、副安全運転管理者（以下「副管理者」という。）を置く。
- 4 副管理者は、その都度、選任する。
- 5 管理者及び副管理者は、次に掲げる職務を行うものとする。
 - (1) 公用車の安全運転に必要な運行管理の総合調整を図ること。
 - (2) 運行管理者及び運転者の指導及び指示を行うこと。
 - (3) 公用車の使用状況及び維持管理状況の管理を行うこと。
 - (4) 運転者の酒気帯びの有無について確認すること。
 - (5) その他安全運転に必要な事項に関すること。

(運行管理者及びその職務)

第3条 公用車1台ごとに運行管理者を置く。

- 2 運行管理者は、当該車輛の属する課、係又は施設ごとに管理者が選任する。
- 3 運行管理者は、配属された公用車の運行計画、運転者の決定及び車輛の整備について、適切な管理を行うものとする。また、管理者又は副管理者の指揮を受けて管理者又は副管理者の職務を補佐する。

(公用車の運転者)

第4条 公用車を運転できる者（以下「運転者」という。）は、使用する公用車に必要な運転免許証所持者で、運転技能が優れ運行管理者が適当と認めたものとする。

(使用の制限)

第5条 公用車は、業務の執行上、必要とするとき以外は使用してはならない。ただし、車椅子仕様車輛貸出事業実施要綱によるもの及び会長が特に必要とみとめたときは、この限りでない。

(使用者の責務)

第6条 公用車を使用した者（以下「使用者」という。）は、公用車使用運行記録簿（様式1）に

所定の事項を記載しなければならない。

(運転者の義務)

第7条 運転者は、法令を遵守し、車輛を有効適切に使用し、交通事故等の防止に万全を期さなければならない。

2 運転者は、使用後その車輛を点検整備し、努めて洗車の上、所定の車庫に格納しなければならない。

(事故の報告)

第8条 運転者は、公用車を運行中事故等が発生したときは、法令に基づく応急措置をし、直ちに、管理者、副管理者及び運行管理者に報告しなければならない。

2 運転者は、事故の処理後速やかに事故報告書(様式第2)を作成し、運行管理者、副管理者及び管理者を経て、会長に報告しなければならない。

(事故等の損害賠償責任)

第9条 運転者又は使用者は、公用車の使用において故意又は重大な過失をもって公用車を損傷し又は忘失し、若しくは第三者に対して損害を及ぼしたときは、その損害について賠償しなければならない。

(維持管理状況の報告)

第10条 運行管理者は、次の各号に掲げる区分に応じ、公用車使用状況報告書(様式第3)を副管理者及び管理者を経て、会長に報告しなければならない。

(1) 当該年度の4月分～9月分 10月15日まで

(2) 当該年度の10月分～3月分 4月15日まで

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

附 則

この規程は、平成18年3月20日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年5月9日から施行する。ただし、改正後の第2条3項第4号の規定は、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和7年9月19日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

様式第 2（第 8 条関係）

事 故 報 告 書

年 月 日

北名古屋市社会福祉協議会

会 長 様

氏 名 ⑩

このことについて、北名古屋市社会福祉協議会公用車使用管理規程第 8 条第 2 項の規定に基づき、
事故の状況を下記のとおり報告します。

記

運転免許の種類		番 号	
日 時	年 月 日 () 午 時 分 (天候)		
場 所			
事故の 概 要			
道路の状況		路面の状態	
当 該 自 動 車	車 名	登録番号	年式
	損 害 程 度	車 両	
		人 身	
相 手 方	住 所	氏 名	生年 月 日
	運転免許の種類		番 号
	損 害 程 度	車 両	
		人 身	
		その他	
事故の処置			

※ 場所は見取図を別紙で添付すること。

当 事 者 申 述 (反 省 文)	
上 司 の 処 置 (指 導 内 容)	
	(職・氏名)
運 行 管 理 者	(職・氏名)
備 考	

様式第3（第10条関係）

公 用 車 使 用 状 況 報 告 書

年 月 日

北名古屋市社会福祉協議会

会 長 様

運行管理者

印

このことについて、北名古屋市社会福祉協議会公用車使用管理規程第10条第1項の規定に基づき、

年 月分～ 年 月分を下記のとおり報告します。

記

公 用 車 名					登録番号			
月別 区分		月	月	月	月	月	月	計
月間利用回数（回）								回
月間走行距離（km）								km
月 間	ガソリン又は軽油							リットル
給油料	オ イ ル							リットル
整備の状況								
事故の状況								
備 考								